令和　　年度　家屋敷課税に係る調査票（申告書）

南さつま市長　様

令和　　年　　月　　日提出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業所所在地 | 南さつま市 | |
| 個人番号 |  | |
| フリガナ |  | 生　年　月　日 |
| 氏名 |  | 明・大・昭・平  年　 　月　 　日 |
| 令和　 年１月１日に  おける住民登録地 |  | |
| 現住所 |  | |
| 日中に連絡がつく電話番号 |  | |

令和 年１月１日現在、上記「事業所所在地」欄に記載されている物件について、以下の項目のうち、

該当する番号に〇印をつけ、ご記入ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 法人により事業が行われていた　（法人名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| ２ | 個人により事業が行われていた　（屋号：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| 事業主の氏名 |  |
| ３ | その他、上記にあてはまらないご事情や、事業主の変更・事業の廃業等のご事情が  ありましたら、ご記入ください。 | |
|  | |

留意事項

1. １月１日現在、南さつま市内に住所を有しない方であっても、市内に事務所、事業所、家屋敷を有している場合は、市民税・県民税の均等割が課税されます。家屋敷等課税に該当される方は、この申告書に必要事項を明記のうえご提出ください。
2. 事務所・事業所とは、事業の必要から設けられた人的および物的設備であって、事業を行うための設備があり、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。必ずしも自己所有のものとは限らず、借りていても該当します。（例：医師・弁護士・税理士などが住宅以外に設ける診療所・事務所・店舗などがこれに該当します。）
3. 家屋敷とは、自己または家族居住の目的で、住所地以外の場所に設けられた独立性のある住宅で、いつでも自由に居住できる状態である建物のことをいいます。必ずしも、現在の居住の有無及び自己所有かどうかを問いません。（例：住宅以外の場所に設ける別荘やマンション、生活の本拠地を別に設けている単身赴任者が妻子を常時住まわせている住宅（実家）などがこれに該当します。）